

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 承認第 3号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算（第2号）】
- 日程第 6 議案第52号 上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第53号 上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第54号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第55号 上天草市前島観光拠点施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第56号 上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第57号 上天草市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第58号 上天草市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第59号 上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第60号 上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第61号 上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第62号 上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第63号 令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第64号 令和元年度（平成31年度）上天草市国民健康保険特別会計（事

業勘定) 補正予算 (第 1 号)

- 日程第 1 9 議案第 6 5 号 令和元年度 (平成 3 1 年度) 上天草市診療所特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 0 議案第 6 6 号 令和元年度 (平成 3 1 年度) 上天草市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 2 1 議案第 6 7 号 令和元年度 (平成 3 1 年度) 上天草市斎場特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 2 議案第 6 8 号 令和元年度 (平成 3 1 年度) 上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 3 議案第 6 9 号 令和元年度 (平成 3 1 年度) 上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 4 議案第 7 0 号 令和元年度 (平成 3 1 年度) 上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 5 議案第 7 1 号 令和元年度 (平成 3 1 年度) 上天草市電気事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 6 議案第 7 2 号 令和元年度 (平成 3 1 年度) 上天草市水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 7 議案第 7 3 号 令和元年度 (平成 3 1 年度) 上天草市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 8 議案第 7 4 号 令和元年度 (平成 3 1 年度) 上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 9 議案第 7 5 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 3 0 認定第 1 号 平成 3 0 年度上天草市歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 1 認定第 2 号 平成 3 0 年度上天草市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 3 2 認定第 3 号 平成 3 0 年度上天草市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 3 3 認定第 4 号 平成 3 0 年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について
- 日程第 3 4 報告第 1 3 号 平成 3 0 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 3 5 報告第 1 4 号 上天草さんばーる株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(15名)

議長 園田 一博

1 番 木下 文宣	2 番 何川 誠	3 番 嶋元 秀司
4 番 田中 辰夫	5 番 何川 雅彦	6 番 宮下 昌子
7 番 高橋 健	8 番 小西 涼司	9 番 新宅 靖司
1 0 番 田中 万里	1 1 番 北垣 潮	1 2 番 島田 光久
1 3 番 津留 和子	1 5 番 西本 輝幸	

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(1名)

1 4 番 桑原 千知

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀江 隆臣	副 市 長	小嶋 一誠
教 育 長	高倉 利孝	総 務 企 画 部 長	和田 好正
市 民 生 活 部 長	宇藤 竜一	建 設 部 長	小西 裕彰
経 済 振 興 部 長	井手口隆光	教 育 部 長	山下 正
健 康 福 祉 部 長	坂田 結二	上天草総合病院事務長	尾崎 忠男
総 務 課 長	濱崎 裕慈	財 政 課 長	迫本潤一郎
会 計 管 理 者	鬼塚佐栄子	水 道 局 長	山本 一洋
企 画 政 策 課 長	永田 健吾		

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	海崎 竜也	局 長 補 佐	山川 康興
主 幹	倉橋 大樹	主 事	竹川 知佐

開会 午前10時00分

○議長(園田 一博君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年(平成31年)第4回上天草市議会定例会を開会いたします。

本日、桑原千知君から欠席届を受けておりますので、御報告いたします。ただちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（園田 一博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、2番、何川誠君、3番、嶋元秀司君を会議録署名議員に指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（園田 一博君） 日程第2、会期の決定については、議会運営委員会が開催され会期日程などについて審査されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（島田 光久君） おはようございます。

令和元年（平成31年）第4回上天草市議会定例会に当たり、7月31日及び8月22日に委員会を開催し審査いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

会期日程につきましては、配付いたしております定例会日程表のとおり、本日8月28日は開会、提案理由説明、9月5日が議案質疑及び委員会付託を行います。予算決算常任委員会以外の委員会は、9月6日、9日、10日の3日間開催することとし、予算決算常任委員会は9月5日、24日の2日間開催いたします。一般質問は、11日から13日までの3日間行います。9月26日を最終日として、委員長報告、採決、閉会とすることに決定いたしました。

今期定例会に付議されます議案等は31件、その内訳は、条例11件、補正予算12件、専決承認1件、認定4件、その他1件、報告2件です。議案等の取り扱いにつきましては、付託委員会及び議事日程等を慎重に審査をし、全議案を本会議へ上程することを決定いたしました。

なお、議案第75号、工事請負契約の変更については急施を要する案件でありますので、委員会付託を省略し、本日8月28日執行部からの提案内容説明後、質疑討論を得て、表決することに決定しました。

最後に、閉会中の継続審査及び調査の申し出を行うことを決定しましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から9月26日までの30日間と決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（園田 一博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

令和元年6月定例会以降の報告事項は、お手元に配付のとおりです。資料等について必要な方は、議会事務局で閲覧願います。これで諸般の報告を終わります。

日程第 4 行政報告

○議長（園田 一博君） 日程第4、行政報告。

市長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 令和元年第4回市議会定例会の開催に当たり、行政報告の前に、車検切れ公用車の公務使用について、御報告並びにおわびを申し上げます。

本市が所有する公用車のうち、各課で管理している公用車3台につきまして、車検の満了期間が切れた状態で公務に使用していた事案が発生をいたしました。車検の満了期間が切れた状態での使用日数及び走行距離につきましては、経済振興部農林水産課の車両1台が14日使用し、1,868キロの走行距離、同じく観光おもてなし課の車両1台が5日使用し、100キロの走行距離、教育委員会学務課の車両1台が1日使用し、1キロの走行距離となっております。

法令を遵守する立場にあるにもかかわらず、このような事態が発生したことについては、誠に遺憾であり、市政を預かる者として本市の信用を失墜させたことに対し、市民及び市議会の皆様に深くおわびを申し上げます。今後は、このようなことが二度と発生しないよう、組織一丸となって再発防止に取り組み、信頼回復に努めてまいります。

なお、この件につきましては、全ての公用車について調査を実施した上で、8月23日に警察のほうに届け出ております。当該公用車の管理責任者並びに運転した職員につきましては、経緯や責任の軽重などを慎重に調査した上で、関係規定に基づき、厳正に対処することといたします。

それでは、6月定例会以降の行政の主な取り組みにつきまして、その概要を御報告いたします。まず、初めに、総務企画部門でございます。

第2期上天草市まち・ひと・しごと総合戦略の策定につきましては、7月30日に総合戦略推進会議を開催し、第1期での取り組みに加え、総合戦略に掲げた基本目標の達成状況や事業評価などについての振り返りを行い、次期戦略の方向性や枠組みなどについて協議を行いました。次期戦略では、関係人口の創出及び拡大や市民の当事者意識の醸成など、市民も含めた関係者がもっと上天草市を好きになってもらうことを新たな切り口として検討していくこととしております。引き続き、次期戦略の本年度中の策定に向けて取り組んでまいります。

自治体間交流につきましては、7月23日に熊本県庁におきまして、熊本県の立ち会いのもと、南阿蘇村との包括連携協定を締結いたしました。今後は、観光や教育、防災等の連携を通しまして地域間交流を深めてまいります。

八代・天草架橋建設構想につきましては、8月3日に八代市鏡文化センターで、約6年ぶりとなる八代・天草架橋建設促進総決起大会を開催いたしました。大会には、見込みを上回る約700人もの参加があり、地域の期待と熱意を強く感じたところでございます。引き続き、総決起大会では、盛り上がった地域の機運を国・県等への要望につなげてまいります。また、総決起大会では、八代・天草架橋の名称を八代・天草シーラインとする特別決議がなされ、今後はこの名称により構想の早期実現に向けて取り組んでまいります。

防災につきましては、7月10日に松島総合センターアロマで自主防災組織研修会を開催し、自主防災会関係者等約380人が参加して、自主防災組織の取り組み事例、住民相互の助け合いと災害に対する日ごろから備えの必要性について研修を行いました。今後とも、自助、共助の核となる自主防災組織の活動を促進し、市民の防災意識の醸成を図り、地域防災力の強化に努めてまいります。

また、8月25日には、海上に軽油等が流れ出した際の警察署、消防署及び消防団など関係機関の役割分担並びに市民のとるべき行動を確認するため、大矢野町串漁港一帯で国民保護訓練を実施いたしました。この訓練結果をもとに、国民保護の避難実施要領パターンを作成し、関係機関、市民と情報を共有することで、それぞれの対応の理解を深めてまいります。

公衆無線LAN環境の整備につきましては、災害時の避難場所等における避難者の連絡及び情報収集などの通信環境を充実させるため、災害時の避難所に指定している小中学校をはじめとする公共施設32施設に整備を進めてまいります。小中学校16校については、夏休み期間中に整備が完了する予定で、その他の16施設においても順次整備を進め、今年度中には全て完了する予定です。

前島地区総合開発につきましては、昨年9月に着工した観光交流活性化施設において、今月末が竣工予定でしたが、例年よりも梅雨が遅れたことなどに伴い、左官等の労務者確保が困難な状況となるなど、工期への影響がひと月程度避けられない状況となりましたので、今議会に工期変更の議案を提出しております。なお、施設のオープン等につきましては、今回の工期変更の直接の影響はなく、予定どおり本年10月8日に落成式を行い、10月12日にオープンすることで、指定管理者も含め確認しているところでございます。

樋合リゾート開発につきましては、昨年末の環境省中央環境審議会での事業承認及び本年2月の県知事立ち会いのもとでの株式会社マリーゴールドホールディングスとの企業進出協定の締結、3月議会での市有地の譲渡に係る議決及び契約などを経て、市並びに事業者の計画を精査しながら推進しているところでございます。

事業者の現時点での計画は、市が進めている道路整備の進捗を踏まえ、来年度中には取り付け道路や宿泊施設の整備に着手し、令和3年にも供用開始の予定でございます。市としても、事業者の計画を踏まえ、引き続き事業者が行う環境省の認可など、自然公園法上の必要な手続、森林法、文化財保護法に基づく県知事許可等への支援を行ってまいります。

続きまして、経済振興部門について御報告いたします。

7月23日に、本市と南阿蘇村において締結した包括連携協定に併せて、それぞれの道の駅を運営する「上天草さんぱーる株式会社」と「株式会社あそ望の郷みなみあそ」とが、双方の資源を有効活用した地域の産業振興並びに交流人口の増大及び地域の活性化と経済振興に寄与することを目的として、地域間連携による相互協力協定を締結いたしました。

これまでの販売等で交流を進めてきましたが、今回の協定締結後、8月5日から11日まで熊本市のヒノマルマルシェにおいて、初めて両地域の特産品を共同出展し、販売などを行いました。

た。今後、さらに、海山連携につながる双方の強みを生かした両地域の活性化につながる取り組みを推進してまいります。

次に、懸案事項でありました湯島の公衆トイレの不足に関しましては、電気、水が要らない完全自己処理型のトイレを8月24日に設置し、9月1日から供用開始する予定でございます。平成30年の上天草市の観光総入り込み客は、前年比14.5%増の186万7,433人となっております。内訳としましては、宿泊客が2万5,324人増加の26万5,159人。日帰り客が21万572人増加の160万2,272人。このうち外国人宿泊客については、1,775人増加の8,242人となっており、今後も外国人を含めた観光客のさらなる増加に向けた施策の取り組みとともに、積極的なプロモーション活動を行ってまいります。

産業振興につきましては、本市への入り込み客が増加している中、新たな宿泊施設の開業や事業者のキャッシュレス決済の導入等、厳しい環境の中ではありますが、経済活性化の動きが見られているところでございます。

続きまして、市民生活部門について御報告いたします。

6月30日の大雨による浸水被害住宅の防疫対策につきましては、浸水住宅から発生した災害廃棄物の処理及び浸水住宅の床下及び屋外の消毒を実施いたしました。

斎場改修工事の進捗状況につきましては、7月29日に本体改修工事、8月8日に火葬炉改修工事の契約を締結し、現在、工事に着手しており、令和2年1月末の竣工を予定しております。

続きまして、健康福祉部門について御報告いたします。

私立保育所の施設整備事業につきましては、大矢野地区の私立保育園が昨年11月に園舎の建て替え工事に着工し、本年8月7日に完成をいたしました。市としましては、今後も、私立保育所の整備に係る国の補助金等を活用しながら、官民一体となって安心して子育てできる環境づくりに努めてまいります。

最後に、教育部門について御報告いたします。

学校教育につきましては、小学校ICT環境整備として、普通教室の無線LAN環境整備、普通教室に各1台の電子黒板と、415台のタブレットパソコンの配置が完了いたしました。これらのICT環境の有効活用を図るため、9月以降から小学校へICT支援員を巡回訪問させ、教材教具としての利用活用を進め、教職員の指導力の向上と業務の改善を図り、児童の学力向上を目指します。なお、中学校につきましては、来年度の整備予定となっております。

また、市内小中学校の空調設備につきましては、8月22日に15校全ての契約が完了いたしました。先に契約を行っていた大矢野中学校と維和中学校の2校は9月から、登立小学校など9校の小中学校については12月から利用が可能となり、全ての小中学校の設備の完了は、来年2月を予定しております。

次に、上天草市通学路交通安全プログラムにつきましては、7月に上天草市内小中学校に通学路危険箇所調査を実施いたしました。この調査結果をもとに、8月26日に上天草市通学路交通安全推進会議を開催し、関係機関等による合同点検を実施するなど、道路管理者等が各危険箇所

の安全対策の検討を進めているところでございます。今後、対策の取りまとめを行い、公表するとともに、改善が必要な場所については、順次対応を図っていくこととしております。

社会教育につきましては、7月7日に松島総合センターアロマホールにおいて、令和元年度人権講演会・上天草市青少年育成市民大会並びに第69回社会を明るくする運動推進大会を開催し、約450人が参加をいたしました。大会では、松野明美氏による御自身の子育ての実体験などの講演、また、登立小学校の児童による作文発表を行い、参加者から好評を得たところでございます。

次に、大矢野町の図書館整備につきましては、現在、整備構想の策定を進めており、基本方針、建設場所、建設規模などについて検討を行っているところでございます。

社会体育につきましては、小中学校の夏休みにあわせ8月2日から4日にかけて、アンダーイレブンの上天草市長杯イルカカップを開催し、県内外から20チーム約200人が参加をいたしました。

また、高校女子バレーボールの合同合宿を8月5日から9日にかけて開催をいたしました。この取り組みは、本年度で15回目を迎え、九州各県、遠くは大阪府、岡山県など、6府県から21校、約450人の参加がございました。

これらのスポーツ大会や合宿は、地域スポーツの振興及び本市の経済の活性化にも寄与しており、従来の活動に加え、プロスポーツの誘致など、新たな取り組みを行いながら、さらに推進したいと考えております。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（園田 一博君） これで行政報告は終わりました。

-
- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 5 | 承認第 3号 | 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算（第2号）】 |
| 日程第 6 | 議案第52号 | 上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第53号 | 上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第54号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第55号 | 上天草市前島観光拠点施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第56号 | 上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第57号 | 上天草市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第 1 2 議案第 5 8 号 上天草市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 5 9 号 上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 6 0 号 上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 6 1 号 上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 6 2 号 上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 6 3 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 8 議案第 6 4 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 9 議案第 6 5 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 0 議案第 6 6 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 1 議案第 6 7 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市斎場特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 2 議案第 6 8 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 3 議案第 6 9 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 4 議案第 7 0 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 5 議案第 7 1 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市電気事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 6 議案第 7 2 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 7 議案第 7 3 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 8 議案第 7 4 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市立上天草総合病院事

業会計補正予算（第1号）

日程第29 議案第75号 工事請負契約の変更について

○議長（園田 一博君） 日程第5、承認第3号から日程第29、議案第75までの以上25件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 令和元年第4回上天草市議会定例会に提案をいたします議案につきまして、予算、条例関係の議案について、御説明をいたします。

今定例会に、専決処分の報告及びその承認を求めることについての承認案件1件、上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定についてなど条例議案11件、令和元年度上天草市一般会計補正予算（第3号）など予算議案12件、工事請負契約の変更についての議案1件を提出しております。

各議案の詳しい内容につきましては、所管部長より説明いたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議をいただきまして、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、執行部から順次議案内容の説明を求めます。

まず、承認第3号から議案第55号を、総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書1ページをお願いいたします。

承認第3号、専決処分の報告及びその承認を求めることについて、専決第9号、令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊補正予算書のとおり7月10日付けで専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものでございます。

今回の専決は、6月30日から7月3日までの豪雨により被災した公共施設等の災害復旧等に係る事業について、9月補正予算の計上を待たずして、事業に着手する必要がある緊急的な経費について、専決処分により予算措置を行ったものでございます。

予算書1ページをごらんください。

歳入歳出それぞれ4,147万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を179億8,695万6,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。予算書6ページをごらんください。

85（款）繰入金15（項）基金繰入金10（目）財政調整基金繰入金4,147万4,000円の増額は、歳出予算の財源不足を補填するため計上するものでございます。

歳出について御説明いたします。予算書7ページをごらんください。

35（款）農林水産業費10（項）農業費40（目）施設監理費は110万円の増額でございます。内訳といたしまして、今泉排水機場及び上東排水機場の除塵機傾斜コンベア、阿村排水機場の空気層及び空気圧縮機について、豪雨により不具合が生じたことから、修繕費85万9,000円、

市内 7 箇所の排水機場に流入した流木等の処理に係る委託料24万1,000円を計上するものでございます。

60(款)災害復旧費10(項)農林水産施設災害復旧費は2,787万4,000円を新たに計上するものでございます。内訳といたしまして、15(目)農業用施設等災害復旧費1,830万円は、被災した水路3箇所と農地5箇所及び農道1箇所の災害復旧工事に係る測量設計業務委託料621万7,000円、農業用施設等17箇所の土砂や倒木撤去等に係る機械等使用料1,208万3,000円を計上するものでございます。

20(目)林業施設等災害復旧費957万4,000円は、被災した林道6路線17箇所の土砂撤去等に係る機械等使用料を計上するものでございます。

60(款)災害復旧費15(項)公共土木施設災害復旧費10(目)道路災害復旧費750万円の増額は、被災した市道18路線23箇所の土砂や倒木撤去等に係る機械等使用料を計上するものでございます。

60(款)災害復旧費30(項)その他公共施設等災害復旧費35(目)法定外公共物災害復旧費500万円の増額は、法定外道路4箇所、法定外水路13箇所の土砂撤去等に係る機械等使用料を計上するものでございます。

以上が、専決処分の報告及び承認を求めることについて、専決第9号、令和元年度(平成31年度)上天草市一般会計補正予算(第2号)の概要でございます。

御承認のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案書2ページをお願いいたします。

議案第52号、上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、新たに会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、本市におけるフルタイム会計年度任用職員の給料、期末手当等に関する規定を整備するため、制定するものでございます。なお、この条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、フルタイム会計年度任用職員の給与に関し必要な事項を定める必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案書9ページをお願いいたします。

議案第53号、上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、新たに会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、本市におけるパートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用

弁償に関する規定を整備するため制定するものでございます。なお、この条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

提案理由といたしまして、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関し必要な事項を定める必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願います。

続きまして、議案書15ページをお願いいたします。あわせて説明資料1ページをお願いいたします。

議案第54号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、地方公務員の臨時・非常勤職員について、特別職の任用及び臨時的任用の適正化並びに一般職の会計年度任用職員に関する制度が明確化されたことに伴い、関係する8本の条例を整備する条例を制定するものでございます。

主な内容としまして、第2条、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例においては、会計年度任用職員に係る休職の期間について定め、第5条、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例においては、特別職非常勤職員の任用要件が厳格化されたことに伴い、特別職非常勤職員として、適切でない職の廃止などをするものでございます。なお、この条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

提案理由といたしまして、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、関係条例の規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願います。

続きまして、議案書19ページをお願いいたします。あわせて説明資料11ページをお願いいたします。

議案第55号、上天草市前島観光拠点施設条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、本年10月中旬から供用開始する前島観光拠点施設の観光交流活性化施設及び賑わい広場等につきまして、これまで定めていなかった当該施設のアクティビティ体験や、テナント使用料に関する規定を新たに追加するとともに、係留施設の使用料等について必要な見直しを行い、関係規定を整備するものでございます。

主な内容としましては、ボルダリング1時間当たり500円、レンタサイクル（普通自転車）1回当たり1,000円、テナント使用料1区画当たり月額10万円。係留施設については、1回当たりの使用料に改定するものでございます。なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

提案理由といたしまして、使用料の見直し等に伴い、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第56号及び議案第57号を、市民生活部長。

○市民生活部長（宇藤 竜一君） よろしくお願ひいたします。

議案書21ページをお願いいたします。

議案第56号、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成31年3月29日に公布されたことなどに伴い、関係規定を整備するものでございます。したがって、単なる条文、条項の整備のための変更が多数行われておりますので、条文、条項の変更及び削除については説明を省略させていただき、主な改正のみの説明とさせていただきます。

新旧対照表で御説明いたしますので、議案説明資料13ページをお願いいたします。

第1条による改正につきまして、御説明いたします。第36条の2につきましては、給与等の年末調整を行った者が、市県民税申告書を提出する場合において、年末調整で適用した所得控除の内容と、市県民税申告者の所得控除の内容が同一である場合には、所得控除の合計額のみを記載し、所得控除の内訳の記載を省略することができるものでございます。この改正は、令和2年1月1日から施行することとしております。

第36条の3の2につきましては、給与所得者及び公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合に、扶養親族等申告書にその旨を記載するものでございます。この改正は、令和2年1月1日から施行することとしております。

15ページをお願いいたします。

附則第15条の2につきましては、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した軽自動車について、軽自動車税の環境性能割の税率を非課税とするものでございます。この改正は、令和元年10月1日から施行することとしております。

附則第15条の2の2につきましては、軽自動車税の環境性能割に係る燃費性能等の申請において、不正があった場合の取り扱いについて規定するものでございます。この改正は、令和元年10月1日から施行することとしております。

16ページをお願いいたします。

附則第15条の6につきましては、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した軽自動車について、軽自動車税の環境性能割の税率を100分の2から100分の1とするものでございます。この改正は、令和元年10月1日から施行することとしております。

17ページをお願いいたします。

附則第16条につきましては、令和2年度、令和3年度の軽自動車税の種別割に係るグリーン化特例措置を現行の措置を継続するものでございます。この改正は、令和元年10月1日から施行することとしております。

18ページをお願いいたします。

附則第16条の2につきましては、軽自動車税の種別割に係る燃費性能等の申請において、不正があった場合の取り扱いについて規定するものでございます。この改正は、令和元年10月1日から施行することとしております。

20ページをお願いいたします。

第2条による改正につきまして、御説明いたします。第24条につきまして、単身児童扶養者で、前年の合計所得金額が135万円以下である者に対し、個人市民税を非課税とするものでございます。この改正は、令和3年1月1日から施行することとしております。

22ページをお願いいたします。

第3条及び附則第6条から第9条までによる改正につきまして御説明いたします。

改元に伴う元号による年表示等の改正を行うものでございます。この改正は、公布の日から施行することとしております。

提案理由といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律の施行による地方税法の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案書30ページをお願いいたします。あわせて説明資料36ページをお願いいたします。

議案第57号、上天草市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い、氏に変更があった者は、住民票、マイナンバーカード等に旧氏の記載が可能とされたこと、また、国が定める印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、旧氏での印鑑登録や印鑑証明書への旧氏の記載が可能とされたことを踏まえ、関係規定を整備するものでございます。なお、この条例は、令和元年11月5日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、住民基本台帳法施行令等の一部改正を踏まえ、旧氏の印鑑登録及び証明を可能とするため、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第58号から議案第62号を、健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） おはようございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議案書32ページをお願いいたします。あわせて説明資料38ページをお願いいたします。

議案第58号、上天草市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の

一部改正に伴い、関係規定の整理を行うものでございます。内容といたしましては、この条例が引用している災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の規定の条番号が改正されたことに伴いまして、当該条例の条番号を改めるものでございます。また、その他所要の規定の整理を行うものでございます。なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要があります。

これが、議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案書 33 ページをお願いいたします。あわせて説明資料 39 ページをお願いいたします。

議案第 59 号、上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、子ども・子育て支援法等の一部改正などに伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

内容としましては、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴う保育料の無償化によって、特定教育・保育施設または特定地域型保育事業者が、教育・保育給付認定子どもの世帯が生活保護世帯である場合などを除き、教育・保育認定子どもに係る副食の提供に要する費用の支払いを、教育・保育給付認定保護者から受けることができることとするものでございます。

また、原則、特定地域型保育事業者は、代替保育の提供などについて、認定子ども園や保育所などの連携施設を確保しなければなりません。当該連携施設の確保が著しく困難である場合などは、当該確保を除外することができることとするものでございます。また、その他所要の規定の整理を行っております。なお、この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、子ども・子育て支援法等の一部改正などに伴い、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議案書 45 ページをお願いいたします。あわせて説明資料 67 ページをお願いいたします。

議案第 60 号、上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、関係規定の整備を行うものでございます。

内容といたしましては、原則、家庭的保育事業者や小規模保育事業者などは、集団保育の提

供などの保育支援、代替保育の提供及び卒園後の受け皿となる連携施設を適切に確保しなければなりません。条例の経過措置において、連携施設の確保については、平成27年4月1日から令和2年3月31日までの5年間は確保しないことができることとなっております。

しかし、平成30年4月1日時点で、当該連携施設を確保できていない事業者が半数程度であることを踏まえ、連携施設を確保しないことができる期限を令和7年3月31日までに延期するため、基準の一部が改正されたことから、当該条例においても当該期限を延期するものでございます。

また、家庭的保育事業者や小規模保育事業者などが、認定子ども園や保育所などとの連携施設の確保が著しく困難である場合などは、当該確保を除外することができることとするものでございます。なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議案書47ページをお願いいたします。あわせて説明資料70ページをお願いいたします。

議案第61号、上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定都市の長が放課後児童支援員に係る認定資格研修を実施することができることとなったため、放課後児童支援員の要件に当該研修を修了したことを加えるものでございます。なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議案書48ページをお願いいたします。あわせて説明資料71ページをお願いいたします。

議案第62号、上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、関係規定の整理を行うものでございます。内容としましては、支給認定子どもを教育・保育給付認定子どもに、支給認定保護者を教育・保育給付認定保護者などに改めるものでございます。なお、この条例は、令和元年10月1日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第63号を、総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 議案書49ページをお願いいたします。

議案第63号、令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

皆さんのお手元に説明文を配付してありますので、読み上げて御説明いたします。なお、100万円以下の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書1ページをごらんください。

歳入歳出それぞれ17億320万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を196億9,016万2,000円とするものでございます。

5ページをごらんください。

第2表の債務負担行為の補正は、前島観光拠点施設の観光交流活性化施設に設置するAEDの債務負担行為の限度額を30万6,000円とするものでございます。これは、本年10月から令和6年9月までの複数年の契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

6ページをごらんください。

第3表の地方債の補正は、災害復旧事業債3,220万円を新たに計上するなど、起債限度額を18億7,060万8,000円とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。9ページをごらんください。

55（款）分担金及び負担金10（項）分担金は、215万7,000円の増額でございます。内訳といたしまして、20（目）災害復旧費分担金において、6月30日から7月3日までの豪雨により被災した農地の災害復旧工事に係る分担金105万3,000円、林地の災害復旧工事に係る分担金110万4,000円を計上するものでございます。

65（款）国庫支出金10（項）国庫負担金は347万4,000円の増額でございます。主なものといたしまして、10（目）民生費国庫負担金において、主に、私立保育園施設型給付事業に係る平成30年度の実績確定に伴い、子どものための教育・保育給付交付金過年度分107万4,000円を増額するものなどでございます。

20（目）災害復旧費国庫負担金において、6月30日から7月3日までの豪雨により被災した市道の災害復旧工事に係る公共土木施設災害復旧費負担金233万4,000円を計上するものでございます。

65（款）国庫支出金15（項）国庫補助金は222万7,000円の増額でございます。主なものといたしまして、15（目）民生費国庫補助金において、令和元年10月1日からの消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う低所得者・子育て世帯を対象としたプレミアム付商品券事業に係る補助金871万4,000円を増額するものなどでございます。

30（目）土木費国庫補助金において、社会資本整備交付金の内示に伴い、橋梁補修事業を

793万7,000円、

9ページ及び10ページをごらんください。

道路改良事業（国土強靱化分）の市道永浦樋合2号線を1,130万円増額する一方で、道路改良事業の市道古野賤之女線において2,738万9,000円を減額するものなどでございます。

70（款）県支出金10（項）県負担金は1,383万8,000円の増額でございます。主なものとしていたしまして、25（目）災害復旧費県負担金において、6月30日から7月3日までの豪雨により被災した農地等の災害復旧工事に係る農地等災害復旧事業補助金1,025万1,000円、林業施設の災害復旧工事に係る林業施設災害復旧事業補助金357万4,000円を計上するものなどでございます。

70（款）県支出金15（項）県補助金は1,331万6,000円の増額でございます。主なものとしていたしまして、10（目）総務費県補助金において、熊本県が新設した「少子化対策総合交付金」事業の実施に伴う少子化対策総合交付金101万7,000円、国の東京圏への一極集中の是正及び地方の担い手不足対策を受けて、熊本県が実施する移住支援事業に伴う熊本県移住支援事業費補助金150万円を増額するものなどでございます。

25（目）農林水産業費県補助金において、耕作放棄地解消事業が採択される見込みとなったことから、耕作放棄地解消事業補助金157万8,000円、中山間農業モデル地区支援事業について、熊本県から事業計画の承認及び内示があったことから、熊本県中山間農業モデル地区支援事業補助金230万円を計上するものなどでございます。

11ページをごらんください。

50（目）災害復旧費県補助金において、6月30日から7月3日までの豪雨により被災した林地の災害復旧に係る単県治山（自然災害復旧）事業補助金533万円を計上するものでございます。

75（款）財産収入15（項）財産売却収入は1,509万6,000円の増額でございます。内訳としていたしまして、10（目）不動産売却収入において、上天草警察署の整備に伴う市有地売却収入を計上するものでございます。

85（款）繰入金10（項）特別会計繰入金は1,685万8,000円の増額でございます。主なものとしていたしまして、10（目）国民健康保険特別会計繰入金において、平成29年度の事業費確定により国民健康保険特別会計から一般会計へ1,596万7,000円を繰り入れるものでございます。

85（款）繰入金15（項）基金繰入金は6億252万1,000円の増額でございます。内訳としていたしまして、10（目）財政調整基金繰入金において、公共施設マネジメント基金の財源として6億1,068万1,000円を増額する一方で、50（目）奨学基金繰入金において、今年度の奨学金貸付金の額が確定したことから、816万円を減額するものでございます。

12ページをごらんください。

90（款）10（項）10（目）繰越金については、平成30年度決算剰余金9億2,187万9,000円を計上するものでございます。

95(款) 諸収入35(項) 雑入は、1,716万5,000円の増額でございます。内訳といたしまして、15(目) 雑入において、上天草警察署の整備に伴う工作物移転等補償費1,301万1,000円、令和元年10月1日からの保育料の無償化に伴い、これまで保育料に含まれていた副食費を、引き続き保護者から支払いを受ける公立保育所等副食費164万7,000円、また、平成30年度の多面的機能支払事業において、事業実績と交付金額の一部差額を熊本県に返還する必要がある組織からの返還金250万7,000円を計上するものでございます。

99(款) 10(項) 市債は9,431万8,000円の増額でございます。内訳といたしまして、50(目) 災害復旧事業債において、6月30日から7月3日の豪雨により被災した農地・市道等の災害復旧事業に係る農地農林施設債及び公共土木施設債3,220万円を計上するものでございます。

55(目) 過疎対策事業債において、野釜大橋補修工事に係る420万円を増額するものでございます。

65(目) 臨時財政対策債において、令和元年度(平成31年度)臨時財政対策債発行可能額の決定に伴い、当初予算との差額2,548万2,000円を減額するものでございます。

75(目) 合併特例債は1億850万円の増額でございます。内訳といたしまして、単県海岸保全事業(県負担金)320万円を減額する一方で、港湾整備事業(県負担金)310万円、物産館さんばー改修事業390万円、市道改良事業(社交金)6,090万円、排水路整備事業1,220万円、カントリーパーク花海好改修事業150万円、教良木小学校校舎屋根改修事業480万円、天草パールラインマラソン記念碑移設事業200万円、消防庁舎建設事業(負担金)2,330万円をそれぞれ増額するものでございます。

13ページをごらんください。

80(項) 自然災害防止事業債において、令和元年度に新設された緊急自然災害防止対策事業債のほうが有利であるため、単県治山事業740万円を振り替えるものでございます。

95(項) 緊急防災・減災事業債2,950万円の減額は、天草広域連合が整備中の松島分署庁舎等への活用ができなくなったことから、合併特例債に振り替えるものでございます。

99(項) 緊急自然災害防止対策事業債1,180万円の増額は、自然災害防止事業債で御説明したとおり、単県治山事業740万円の振り替え及び松島町の今村ため池の改修工事に係る440万円を増額するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。14ページをごらんください。

15(款) 総務費10(項) 総務管理費は454万2,000円の増額でございます。主なものといたしまして、15(目) 財政管理費110万7,000円の増額は、ふるさと納税制度において、昨年度寄附をいただいた方へお礼状を送付することで上天草市ファンの定着を図るための郵便料100万8,000円を増額するものなどでございます。

45(目) 企画費343万5,000円の増額は、国の東京圏への一極集中の是正及び地方の担い手不足対策を受けて、熊本県が実施する移住支援事業に伴う移住支援交付金200万円を計上するも

のなどがございます。

15(款)総務費20(項)戸籍住民基本台帳費は120万2,000円の増額でございます。内訳といたしまして、10(目)戸籍住民基本台帳費120万2,000円の増額は、平成31年4月17日付けで印鑑登録証明事務処理要領の一部改正を踏まえ、印鑑証明書に旧氏の記載が可能となったことから、システム改修に係る費用120万2,000円を計上するものでございます。

20(款)民生費10(項)社会福祉費は6,080万8,000円の増額でございます。主なものとして、10(目)社会福祉総務費6,054万4,000円の増額は、障害者福祉事業等に係る平成30年度の実績確定に伴う障害者医療費国庫負担金(更生医療)過年度分返還金521万8,000円などの計上でございます。

16ページをごらんください。

20(款)民生費15(項)児童福祉費は1,008万9,000円の増額でございます。主なものとして、10(目)児童福祉総務費1,150万8,000円の増額は、プレミアム付商品券事業において、7月のシステム改修後、正確な対象者数を把握できたことなどに伴い、不足する委託料871万4,000円、また、児童福祉事業等に係る平成30年度の実績確定に伴い、子ども・子育て支援交付金過年度分返還金105万5,000円などの計上でございます。

15(目)児童措置費141万9,000円の減額は、教良木保育園の嘱託調理員を当初予算において3人分計上していましたが、1人の確保にとどまり、臨時調理員2人で対応していることから、現状で不用となる嘱託調理員の報酬を減額するものでございます。

17ページをごらんください。

20(款)民生費20(項)生活保護費は142万8,000円の増額でございます。内訳といたしまして、10(目)生活保護総務費142万8,000円の増額は、令和3年に開始される被保護者健康管理事業の実施に伴うシステム改修委託料を計上するものでございます。

25(款)衛生費10(項)保健衛生費は592万1,000円の増額でございます。主なものとして、10(目)保健衛生総務費592万1,000円の増額は、天草郡市医師会を中心とした医療機関で組織する天草メディカルネットにおいて参加医療機関が使用する機器の更新費用の負担金529万5,000円を増額するものなどがございます。

35(款)農林水産業費10(項)農業費は2,789万3,000円の増額でございます。主なものとして、20(目)農業振興費420万2,000円の増額は、耕作放棄地解消事業において、1団体の事業が採択される見込みであることから、耕作放棄地解消事業補助金157万8,000円、松島町教良木地区の農事組合法人エコロジックファーマーが実施している中山間農業モデル地区支援事業が、7月に事業実施計画の承認及び内示を受けたことから、熊本県中山間農業モデル地区支援事業補助金230万円を計上するものでございます。

17ページ及び18ページをごらんください。

30(目)農地費1,938万4,000円の増額は、合津地区排水整備事業において当初予定していた排水ルートを変更する必要が生じたため、合津地区排水整備測量設計業務委託料1,292万2,000円

を増額するものでございます。

18ページをごらんください。

松島町の今村ため池において、測量設計が7月に完了したことから、今村ため池改修工事447万6,000円を計上し、また、平成30年度の多面的機能支払事業において、事業実績と交付金額の一部差額を熊本県に返還する必要があるため、多面的機能支払事業返還金188万1,000円を計上するものでございます。

40（目）施設監理費416万3,000円の増額は、上天草警察署の整備に伴い工作物を移設する必要があることから、工作物移設等関連工事416万3,000円を計上するものでございます。

35（款）農林水産業費20（項）水産業費は201万円の増額でございます。主なものといたしまして、15（目）水産振興費201万円の増額は、水産基盤整備交付金事業において、6月の二次募集で申請した天草漁業協同組合が行う大矢野町上地区鳩の釜及び維和地区蔵々の給油管理システム機器の改修について採択の見込みがあることから、水産基盤整備交付金事業交付金131万5,000円を増額するものなどでございます。

45（款）土木費15（項）道路橋梁費は6,000万円の増額でございます。主なものといたしまして、15（目）道路新設改良費4,800万円の増額は、古野賤之女線道路改良事業において、社会資本整備総合交付金の内示額の減に伴い、工事費を2,200万円減額する一方、市道永浦樋合2号線道路改良工事において、想定以上の軟弱地盤であったことに加え、7月の切土法面において崩壊が発生したため、工法を変更する必要があることから、市道永浦樋合2号線道路改良工事7,000万円を増額するものでございます。

20（目）橋梁維持費1,200万円の増額は、野釜大橋補修事業において、社会資本整備総合交付金の内示額が見込み額より多く配分されたことにより、事業効果を早期に着手するため、野釜大橋補修工事費1,200万円を増額するものでございます。

19ページをごらんください。

45（款）土木費20（項）河川費は340万円の減額でございます。内訳といたしまして、10（目）河川管理費340万円の減額は、建設海岸県工事負担金事業において、瀬高海岸護岸嵩上げ工事が、平成30年度の国の2次補正予算成立に合わせて、平成30年度補正予算（第7号）にて前倒して予算措置したことに伴い、令和元年度（平成31年度）当初予算に計上した240万円を減額、大桜海岸堤防補強工事の施工延長が125メートルから80メートルへ変更されたことから、100万円を減額するものでございます。

45（款）土木費25（項）港湾費は320万円の増額でございます。内訳といたしまして、15（目）港湾施設費320万円の増額は、合津港浮棧橋補修工事において、施工延長が45メートルから75メートルへ変更になったことから500万円を増額する一方、姫戸港海岸排水機場改良工事について、瀬高海岸護岸嵩上げ工事と同様に、平成30年度補正（第7号）にて予算措置したことから180万円を減額するものでございます。

45（款）土木費30（項）都市計画費は162万円の増額でございます。内訳といたしまして、

15（目）公園管理費162万円の増額は、カントリーパーク花海好の遊歩道に設置されている転落防止柵の一部が腐食していることから、カントリーパーク花海好遊歩道転落防止柵改修工事162万円を増額するものでございます。

50（款）10（項）消防費は170万4,000円の増額でございます。主なものといたしまして、20（目）消防施設費128万9,000円の増額は、平成30年度に実施した消火栓修繕工事について、水道局の漏水調査等に係る消火栓修繕の取り扱いに基づき、大矢野町維和地区3箇所及び寄船地区1箇所の修繕費を負担金として支払う必要があることから、消火栓修繕工事負担金128万9,000円を計上するものでございます。

20ページをごらんください。

55（款）教育費10（項）教育総務費は816万円の減額でございます。主なものといたしまして、25（目）奨学資金費816万円の減額は、今年度の奨学貸付金の額が確定したことから、奨学金貸付金816万円を減額するものでございます。

55（款）教育費15（項）小学校費は123万5,000円の増額でございます。主なものといたしまして、10（目）学校管理費123万5,000円は、学校施設長寿命化計画策定業務委託料の執行見込み額が確定したため、513万1,000円を減額する一方、教良木小学校の校舎屋根が老朽化により雨漏りが発生しているため、対策の検討に必要な漏水原因調査及び改修設計業務委託料513万1,000円を計上するものでございます。

55（款）教育費30（項）保健体育費は438万4,000円の増額でございます。主なものといたしまして、10（目）保健体育総務費212万3,000円の増額は、上天草警察署の整備に伴い、工作物を移設する必要があることから、工作物移設関連工事212万3,000円を計上するものでございます。

25（目）スポーツ振興施設事業費226万1,000円の増額は、大矢野総合体育館内のトレーニングマシン3台について、経年劣化により使用不能となったことから、新たなトレーニングマシンを購入するため、備品購入費156万2,000円を計上するものでございます。

21ページをごらんください。

60（款）災害復旧費10（項）農林水産施設災害復旧費は4,089万9,000円の増額でございます。内訳といたしまして、15（目）農業用施設等災害復旧費2,270万2,000円の増額は、6月30日から7月3日までの豪雨により被災した農業用施設等の災害復旧工事費を計上するものでございます。

20（目）林業施設等災害復旧費714万9,000円の増額は、同様の豪雨により被災した林道の災害復旧工事費を計上するものでございます。

25（目）治山施設災害復旧費1,104万8,000円の増額は、同様の豪雨により被災した林地の災害復旧に係る測量設計業務委託料及び工事費を計上するものでございます。

22ページをごらんください。

60（款）災害復旧費15（項）公共土木施設災害復旧費は945万円の増額でございます。内

訳といたしまして、10（目）道路災害復旧費945万円の増額は、同様の豪雨により被災した市道の災害復旧工事費を計上するものでございます。

60（款）災害復旧費30（項）その他公共施設等災害復旧費は、970万円の増額でございます。主なものといたしまして、35（目）法定外公共物災害復旧費970万円の増額は、同様の豪雨により被災した水路の災害復旧工事費を計上するものでございます。

70（款）諸支出金20（項）基金費は14億6,682万1,000円の増額でございます。内訳といたしまして、10（目）財政調整基金費4億6,500万円の増額は、地方財政法第7条の規定に基づき、前年度剰余金9億2,187万9,000円のうち2分の1を下らない額を計上するものでございます。

95（目）奨学基金費182万1,000円の増額は、奨学金に係る前年度の貸付収入額等が確定したため、積立額を計上するものでございます。

139（目）公共施設マネジメント基金費10億円の増額は、平成30年5月に策定した公共施設等総合管理計画アクションプランにおいて、施設の解体に要する経費として、令和14年度までに10億6,447万円を見込んでおり、その財源を公共施設マネジメント基金に積み立てるため、10億円の積立額を計上するものでございます。

以上が、令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算（第3号）の概要でございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（園田 一博君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時18分

○議長（園田 一博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第64号から議案第66号を、健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） よろしく願いいたします。議案書50ページをお願いいたします。

議案第64号、令和元年度（平成31年度）上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書23ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ6億2,726万円を追加し、歳入歳出予算の総額を51億7,508万7,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。26ページをごらんください。

60（款）繰越金6億2,726万円の増額は、前年度繰越金の確定により補正するものでございま

す。

次に、歳出について御説明いたします。27ページをごらんください。

50(款) 諸支出金1,596万7,000円の増額は、一般会計繰り出しを計上するものでございます。

55(款) 予備費6億1,129万3,000円の増額は、歳入歳出予算の総額の調整によるものでございます。

以上が、令和元年度(平成31年度)上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議案書51ページをお願いいたします。

議案第65号、令和元年度(平成31年度)上天草市診療所特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の30ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ147万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,405万8,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。33ページをごらんください。

30(款) 繰越金147万7,000円の増額は、前年度繰越金の確定により補正するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。34ページをごらんください。

10(款) 総務費4,000円の増額は、放射線量測定手数料の単価改定による不足額を補正するものでございます。20(款) 予備費147万3,000円の増額は、歳入歳出予算の総額の調整によるものでございます。

以上が、令和元年度(平成31年度)上天草市診療所特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案書52ページをお願いいたします。

議案第66号、令和元年度(平成31年度)上天草市介護保険特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の37ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ1億4,723万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を40億944万5,000円とす

るものでございます。歳入歳出予算につきましては、40ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入といたしましては、25(款)支払基金交付金154万4,000円の増額は、前年度実績に基づく、過年度分(支払基金)介護給付費交付金を補正するものでございます。

50(款)繰越金1億4,568万8,000円の増額は、前年度繰越金の確定により補正するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。41ページをごらんください。

本年度の介護給付費の給付見込みとして、各事業に増減が見込まれるため、15(款)保険給付費につきまして、予算組み替えを行っております。内訳といたしましては、10(項)介護サービス等諸費20(目)施設介護サービス事業諸費を1,653万5,000円減額を行い、35(目)居宅介護住宅改修費を216万6,000円、15(項)介護予防サービス等諸費20(目)介護予防福祉用具購入費を109万3,000円、25(目)介護予防住宅改修費を383万3,000円、30(目)介護予防サービス計画給付費を543万5,000円、50(目)地域密着型介護予防サービス費を299万3,000円、35(項)高額医療合算介護サービス等費10(目)高額医療合算介護サービス等費を91万8,000円、15(目)高額医療合算介護予防サービス等費を9万7,000円それぞれ増額しております。

次に、35(款)諸支出金7,842万7,000円の増額は、前年度実績に基づく国、県及び社会保険診療報酬支払基金への返還金7,753万5,000円と、一般会計への繰出金89万2,000円を計上するものでございます。

50(款)予備費6,880万5,000円の増額は、歳入歳出予算の総額の調整によるものでございます。

以上が、令和元年度(平成31年度)上天草市介護保険特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(園田 一博君) 次に、議案第67号を市民生活部長。

○市民生活部長(宇藤 竜一君) よろしくお願いいたします。議案書53ページをお願いいたします。

議案第67号、令和元年度(平成31年度)上天草市斎場特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書45ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ10万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を4億1,780万1,000円とするものでございます。歳入歳出予算につきましては、48ページからの事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入といたしましては、25（款）繰越金10万2,000円の増額は、前年度繰越金の確定により補正するものでございます。

49ページをごらんください。

歳出としましては、30（款）予備費10万2,000円の増額は、歳入歳出予算の総額の調整によるものです。

以上が、令和元年度（平成31年度）上天草市斎場特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第68号及び議案第69号を、経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書54ページをお願いいたします。

議案第68号、令和元年度（平成31年度）天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の52ページをお願いいたします。

既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ48万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,814万3,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。53ページをごらんください。

20（款）繰越金10（項）繰越金48万6,000円の増額は、平成30年度天草四郎ミュージアム特別会計決算により、繰越額が確定したことから補正するものでございます。

歳出について御説明いたします。54ページをごらんください。

50（款）予備費10（項）予備費48万6,000円の増額は、歳入歳出予算調整のため予備費に計上するものでございます。

以上が、令和元年度（平成31年度）天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に、議案書55ページをお願いいたします。

議案第69号、令和元年度（平成31年度）上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の59ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に増減はなく、歳入予算のみを補正するものでございます。

歳入につきまして、62ページの事項別明細書により御説明いたします。

15(款)繰入金15万6,000円の減額、25(款)繰越金15万6,000円の増額は、平成30年度上天草市物揚場造成事業特別会計決算により、繰越額が確定したことから補正するものでございます。

以上が、令和元年度(平成31年度)上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(園田 一博君) 次に、議案第70号を、健康福祉部長。

○健康福祉部長(坂田 結二君) よろしくお願ひいたします。議案書56ページをお願いいたします。

議案第70号、令和元年度(平成31年度)上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書66ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ557万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億8,690万9,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。69ページをごらんください。

30(款)繰越金557万9,000円の増額は、前年度繰越金の確定により補正するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。70ページをごらんください。

30(款)予備費557万9,000円の増額は、歳入歳出予算の総額の調整によるものでございます。

以上が、令和元年度(平成31年度)上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(園田 一博君) 次に、議案第71号を、総務企画部長。

○総務企画部長(和田 好正君) よろしくお願ひいたします。議案書の57ページをお願いいたします。

議案第71号、令和元年度(平成31年度)上天草市電気事業特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の73ページをお願いいたします。

歳入歳出予算にそれぞれ4,395万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,106万6,000円とするものでございます。

歳入歳出予算につきましては、76ページからの事項別明細書で御説明いたします。

歳入につきましては、15(款)繰越金4,395万5,000円の増額は、平成30年度繰越額の確定により補正するものでございます。

77ページをごらんください。

次に、歳出につきましては、10(款)総務費129万2,000円の増額は、売電収入に係る平成30年度分及び令和元年度中間申告分の消費税納税のためによるものであり、50(款)予備費4,266万3,000円の増額は、歳入歳出予算の総額の調整によるものでございます。

以上が、令和元年度(平成31年度)上天草市電気事業特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(園田 一博君) 次に、議案第72号を、水道局長。

○水道局長(山本 一洋君) よろしくお願いいたします。議案書58ページをお願いいたします。

議案第72号、令和元年度(平成31年度)上天草市水道事業会計補正予算(第1号)を別冊のとおり定めるものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第2条、令和元年度(平成31年度)上天草市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、それぞれ1,555万7,000円を増額し、9億6,274万円とするものでございます。

詳細につきましては、3ページからの実施計画書で御説明いたします。

収入につきましては、1(款)水道事業収益1(項)営業収益を1,426万9,000円増額するものでございます。内訳としましては、1(目)給水収益1,364万円の増額及び4(目)簡易水道収益62万9,000円の増額は、水道料金改正によるものでございます。

続きまして、2(項)営業外収益5(目)雑収入128万8,000円の増額は、平成30年度消火栓修繕費に係る一般会計からの負担金の増額によるものでございます。

続きまして、支出につきましては、5ページから8ページをごらんください。

職員の給与等につきましては、定期異動によるものでございますので、説明を省略させていただきます。

1(款)水道事業費用1(項)営業費用5(目)簡易水道費22万円の増額は、湯島水道施設整備費の計上によるものでございます。4(項)1(目)予備費1,577万2,000円の増額は、予算

額の調整によるものです。

予算書 1 ページに戻りまして、第 3 条、予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の総額を、次のとおり補正するものでございます。

予算書 2 ページをごらんください。

資本的支出予定額は、1（項）建設工事費 660 万円を増額し、8 億 5,659 万 2,000 円とするものです。

予算書 1 ページに戻りまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 4 億 844 万 2,000 円を過年度損益勘定留保資金 3 億 6,786 万 1,000 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 4,058 万 1,000 円で補填するものです。

詳細につきましては、9 ページからの実施計画書で御説明いたします。予算書 10 ページをごらんください。

支出につきましては、1（款）資本的支出 1（項）建設改良費 660 万円の増額は、県道満越城本線改良工事に伴います水道管の移設によるものです。

以上が、令和元年度（平成 31 年度）上天草市水道事業会計補正予算（第 1 号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第 73 号を、建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） よろしく申し上げます。議案書 59 ページをお願いいたします。

議案第 73 号、令和元年度（平成 31 年度）上天草市下水道事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 2 条、令和元年度（平成 31 年度）上天草市下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。収益的収入予定額は、322 万円を増額し、3 億 2,881 万 9,000 円、支出予定額は、214 万 7,000 円を増額し、2 億 7,313 万 5,000 円とするものでございます。

詳細につきましては、予算書の 3 ページをごらんください。

1（款）下水道事業収益 1（項）営業収益 1（目）下水道使用料において、下水道使用料の改定に伴う使用料収入の増額分 322 万円を計上するものでございます。

続きまして、予算書の 4 ページをごらんください。

1（款）下水道事業費用 1（項）営業費用 1（目）管渠費において、道路舗装修繕工事に係る修繕費 116 万円を、3（目）処理場費において、下水処理に要する消耗品の購入にかかる備用品費等 98 万 7,000 円を計上するものでございます。

戻りまして、予算書2ページをお願いいたします。

第3条、予算第4条本文括弧書を、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億3,870万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額401万4,000円、当年度分損益勘定留保資金8,309万3,000円及び繰越利益剰余金処分費額5,159万7,000円で補填するものとするに改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

資本的支出予定額は、100万円を増額し、2億6,631万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、予算書の5ページをごらんください。

1(款)資本的支出1(項)建設改良費1(目)管路施設建設改良費において、公共樹の取り付け等に係る工事請負費の増額分100万円を計上するものでございます。

以上が、令和元年度(平成31年度)上天草市下水道事業補正予算(第1号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を得る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長(園田 一博君) 次に、議案第74号を、病院事務長。

○病院事務長(尾崎 忠男君) よろしく申し上げます。議案書60ページをお願いいたします。

議案第74号、令和元年度(平成31年度)上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算(第1号)を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の1ページをお願いいたします。

第2条、平成31年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算第4条本文括弧書を、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,087万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額409万9,000円、当年度分損益勘定留保資金1億5,677万6,000円で補填するものと改めまして、資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

詳細につきましては、2ページをごらんください。

収入につきまして、御説明いたします。1(款)資本的収入1(項)1(目)企業債1,140万円の増額は、医療機器(超音波画像診断装置)の部品供給停止のため修理不能による買い替えに伴い、その財源を企業債で補うため、当該企業債を増額するものでございます。

次に、支出につきまして御説明いたします。

1(款)資本的支出1(項)建設改良費1(目)病院整備費1,144万円の増額は、先ほど御説明いたしました医療機器の買い替えに伴うものでございます。

1ページに戻りまして、第3条、予算第5条に定めました起債の限度額3,720万円を1,140万円増額し、4,860万円とするものでございます。

以上が、令和元年度(平成31年度)上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算(第1号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願います。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第75号を、総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） よろしく願います。議案書61ページをお願いいたします。

議案第75号、工事請負契約の変更について御説明いたします。

平成30年第5回上天草市議会定例会において議決され、平成31年第1回上天草市議会定例会において変更について議決され、平成31年3月29日付けで変更について専決処分した前島観光交流拠点施設等新築（建築）工事請負契約のうち、工期平成30年第5回上天草市議会定例会の議決の日の翌日から平成31年8月30日までを、平成30年第5回上天草市議会定例会の議決の日の翌日から令和元年9月30日までに変更するものでございます。

提案理由といたしましては、適正な工期を確保するため、工期を変更する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願います。

○議長（園田 一博君） 議案第75号について、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。これから、議案第75号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

日程第30 認定第 1号 平成30年度上天草市歳入歳出決算の認定について

日程第31 認定第 2号 平成30年度上天草市水道事業会計決算の認定について

日程第32 認定第 3号 平成30年度上天草市下水道事業会計決算の認定について

日程第33 認定第 4号 平成30年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について

○議長（園田 一博君） 日程第30、認定第1号から日程第33、認定第4号までの以上4件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 令和元年第4回上天草市議会定例会に提案いたします議案につきまして

て、認定関係の議案について御説明いたします。

今定例会に平成30年度上天草市歳入歳出決算の認定についてなど、決算の認定案件4件を提出しております。各議案の詳しい内容につきましては、所管部長より説明いたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議をいただきまして、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、執行部から順次議案内容の説明を求めます。まず、認定第1号を、総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） よろしくお願いいたします。議案書62ページをお願いいたします。

認定第1号、平成30年度上天草市歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。内容につきましては、別冊の平成30年度上天草市歳入歳出決算書における会計別歳入総額と歳出総額、歳入歳出差引額、翌年度へ繰り越すべき財源及び実質収支額のそれぞれの欄を読み上げて御説明いたします。

最初に、一般会計でございます。258ページをごらんください。

歳入総額192億746万7,317円、歳出総額180億669万101円、差引額12億77万7,216円、翌年度へ繰り越すべき財源2億7,889万7,567円、実質収支額9億2,187万9,649円でございます。

次に、国民健康保険特別会計でございます。288ページをごらんください。

歳入総額50億2万4,804円、歳出総額43億7,276万3,846円、差引額6億2,726万958円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額6億2,726万958円でございます。

次に、診療所特別会計でございます。304ページをごらんください。

歳入総額5,793万5,812円、歳出総額5,645万7,936円、差引額147万7,876円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額147万7,876円でございます。

次に、介護保険特別会計でございます。340ページをごらんください。

歳入総額39億5,778万7,006円、歳出総額38億1,209万8,200円、差引額1億4,568万8,806円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額1億4,568万8,806円でございます。

次に、斎場特別会計でございます。356ページをごらんください。

歳入総額2,070万2,341円、歳出総額1,997万3,950円、差引額72万8,391円、翌年度へ繰り越すべき財源は62万6,000円、実質収支額は10万2,391円でございます。

次に、天草四郎ミュージアム特別会計でございます。370ページをごらんください。

歳入総額2,449万8,360円、歳出総額2,401万2,164円、差引額48万6,196円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額48万6,196円でございます。

次に、物揚場造成事業特別会計でございます。382ページをごらんください。

歳入総額429万3,564円、歳出総額413万7,552円、差引額15万6,012円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額15万6,012円でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。398ページをごらんください。

歳入総額3億7,724万1,760円、歳出総額3億7,166万2,681円、差引額557万9,079円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額557万9,079円でございます。

最後に、電気事業特別会計でございます。410ページをごらんください。

歳入総額8,217万7,843円、歳出総額3,822万2,682円、差引額4,395万5,161円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額4,395万5,161円でございます。

以上、認定第1号について御説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、認定第2号を、水道局長。

○水道局長（山本 一洋君） よろしくお願いいたします。議案書63ページをお願いいたします。

認定第2号、平成30年度上天草市水道事業会計決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。

別冊の水道事業決算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出について説明いたします。

まず、収入ですが、1（款）水道事業収益、予算額9億8,492万1,000円に対しまして、決算額9億9,090万4,138円となり、598万3,138円の増額となりました。内訳につきましては、10ページ11ページに記載しておりますので、後ほど御確認ください。

次に、支出です。1（款）水道事業費用は、予算額9億8,492万1,000円に対しまして、決算額9億461万8,564円となり、不用額は8,030万2,436円です。内訳につきましては、12ページから16ページまでに項ごとに記載しておりますので、後ほど御確認ください。

次に、2ページをお開きください。資本的収入及び支出です。1（款）資本的収入は、予算額2億5,125万円に対しまして、決算額2億4,503万184円となり、繰越工事に伴う工事費負担金の減により、621万9,816円の減額となりました。

次に支出ですが、1（款）資本的支出は、予算額6億4,957万6,000円に対しまして、決算額5億5,727万6,898円となり、翌年度へ2,305万2,000円を繰り越しております。このため不用額は6,924万7,102円となりました。資本的収入が資本的支出に対する不足額3億1,224万6,714円は、過年度分損益勘定留保資金2億9,022万7,537円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整金額2,201万9,177円で補填しております。内訳につきましては、17ページ、18ページに各項目ごとに記載しておりますので、後ほどごらんください。

次に、事業報告書について御説明いたします。25ページをお願いいたします。

給水状況では、給水人口が前年度に比べまして372名減少しまして、2万4,710人となりました。

また、利用者の使用された年間給水量は232万5,075トンで、前年度と比較しまして2万9,550トン減少しております。

財政状況では、営業収益及び営業外収益の税抜きですが、合計で9億3,360万859円から営業費

用及び営業外費用の支出合計8億6,239万9,603円を差し引いた7,120万1,256円が当年度純利益となり、前年度繰越利益剰余金6,252万2,578円と合わせまして、1億3,372万3,834円が当該年度未処理分利益剰余金となり、決算の認定を受けた後に、翌年度繰越利益剰余金は、5ページの剰余金処分計算書（案）のとおり減債積立金に2,000万円、建設改良積立金に5,000万円を予定しております。なお、これらを差し引いた残高の6,372万3,834円となります。

次に、建設改良工事では、28ページ、29ページに記載していますとおり、平成29年度からの繰越工事としまして、湯島浄水場前処理施設整備工事ほか1件、平成30年実施分としまして、中央配水地場内整備工事ほか16件、合計しまして2億8,036万7,440円を実施しております。また、機械及び固定資産購入としまして、量水器を1,139個、金額にしまして197万2,868円ほか424万9,056円を購入しております。内容につきましては、35ページをごらんください。

以上、認定第2号について、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、認定第3号を、建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） よろしく申し上げます。議案書64ページをお願いいたします。

認定第3号、平成30年度上天草市下水道事業会計決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。

別冊の下水道事業決算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出について説明いたします。

最初に収入です。1（款）下水道事業収益は、予算額3億33万9,000円に対しまして、決算額3億1,008万5,521円となり、974万6,521円の増額となりました。内訳につきましては、9ページに掲載しておりますので、後ほどごらんください。

次に、支出です。1（款）下水道事業費用は、予算額2億7,449万5,000円に対しまして、決算額2億7,256万5,666円となり、不用額は192万9,334円です。内訳につきましては、10ページから12ページまでに項目ごとに記載しておりますので、後ほどごらんください。

次に、2ページをお開きください。

資本的収入及び支出について説明します。

まず、収入です。1（款）資本的収入は、予算額2億4,929万1,000円に対しまして、決算額2億2,415万7,650円となり、2,513万3,350円の減額となりました。

次に、支出です。1（款）資本的支出は、予算額3億9,840万1,000円に対しまして、決算額3億4,454万4,955円となり、翌年度へ建設改良費5,126万2,000円を繰り越しております。よって、不用額は259万4,045円となりました。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億2,038万7,305円は、当年度分損益勘定留保資金8,576万8,832円、当年度分消費税資本的収支調整額1,191万3,189円及び過年度利益剰余金2,270万5,284円で補填しております。なお、決算書5ページに剰余金処分計算書（案）を記載しております。資本的収入の内訳につきましては、13ページから14ページに各項ごとに記載しておりますので、後ほどごらんください。

次に、23ページをお願いします。

事業報告について説明します。概況の総括事項のみの説明とさせていただきます。

営業では、処理区域内人口が前年度から78人減少し、4,499人となりました。また、年間処理水量は51万4,084トンとなっており、前年度に比べ1万7,728トンの増加となりました。

財政状況では、営業収益及び営業外収益の合計税抜きで3億135万7,388円から、営業費用及び営業外費用に特別損失を加えた支出合計2億7,550万11円を差し引いた2,585万7,377円が当年度純利益となり、昨年度から繰越利益剰余金3,929万3,751円と当年度純利益を合算した6,515万1,128円が当年度未処理分利益剰余金となり、決算の認定を受けた後に、翌年度繰越利益剰余金は、決算書5ページに記載の剰余金処分計算書（案）のとおり、4,244万5,844円となります。

次に、24ページをお願いします。

平成30年度の建設改良事業については、管渠に係るものとして公共柵設置工事を4件、上天草市下水道ストックマネジメント全体計画策定業務を業務委託して実施しております。

また、処理場に係るものとして、合津終末処理場改築工事委託その1の前年度繰越分及び平成30年度分、また、合津終末処理場改築工事委託その2の前年度繰越分及び平成30年度分を業務委託し実施しております。

以上、認定第3号についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） お諮りします。12時を過ぎ、昼食の時間となりましたが、審議が終了するまで会議を続けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、引き続き審議をいたします。

○議長（園田 一博君） 日程第34、報告第13号及び日程第35、報告第14号を行います。ちよっとごめんごめん。まだ認定があったですね。

次に、認定第4号を、病院事務長。

○病院事務長（尾崎 忠男君） よろしくお願いします。議案書65ページをお願いいたします。

認定第4号、平成30年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。

別冊の病院事業決算書の1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について御説明いたします。

まず、収入でございます。第1款、病院事業収益、予算額合計38億1,502万1,000円に対しまして、決算額35億7,842万9,494円でありました。予算に比べ、決算の増減は2億3,659万1,506円、うち消費税及び地方消費税額は1,808万3,125円となっております。

決算額の内訳といたしまして、第1項から第10項までは記載のとおりでございます。

内訳といたしまして、第1項、医業収益26億7,280万5,042円、第2項、医業外収益2億5,493

万8,064円、第3項、特別利益78万6,745円、第4項、看護学校収益1億6,602万8,537円、第5項、健康管理センター収益1億1,110万3,776円、第6項、訪問看護ステーション収益1,603万4,852円、第7項、介護老人保健施設収益3億1,212万5,189円、第8項、在宅介護支援センター収益976万1,341円、第9項、居宅介護支援センター収益888万6,880円、第10項、教良木診療所事業収益2,595万9,068円となっています。

2ページをお願いいたします。次に、支出でございます。

第1款、病院事業費用、予算額合計38億1,502万1,000円に対しまして、決算額36億475万1,106円でありまして、不用額2億1,026万9,894円となっております。

費用の決算額内訳といたしまして、第1項から第10項までは記載のとおりでございます。内訳といたしまして、第1項、医業費用28億5,669万2,139円、第2項、医業外費用4,049万6,066円、第3項、特別損失5,637万299円、第4項、看護学校費用1億7,117万6,266円、第5項、健康管理センター費用1億999万3,175円、第6項、訪問看護ステーション費用2,508万6,801円、第7項、介護老人保健施設費用2億8,433万8,776円、第8項、在宅介護支援センター費用1,345万7,618円、第9項、居宅介護支援センター費用1,420万2,350円、第10項、教良木診療所事業費用3,293万7,616円となっています。

3ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。

第1款、資本的収入、予算額2億6,468万3,000円に対しまして、決算額2億5,536万1,000円。予算に比べ、決算の増減は932万2,000円の減少となっております。

収入の決算額の内訳といたしまして、第1項、企業債9,560万円、第2項、補助金607万8,000円、第3項、出資金1億5,368万3,000円、第4項、固定資産売却代金は発生しておりません。

次に、支出でございます。

第1款、資本的支出、予算額4億6,082万円に対しまして、決算額4億5,160万1,556円でございます。不用額921万8,444円となりました。支払い消費税及び地方消費税額が828万1,852円となっております。

支出の決算額の内訳といたしまして、第1項、建設改良費1億1,180万5,007円、第2項、企業債償還金3億3,455万6,549円、第3項、投資524万円となっております。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億9,624万556円は、当年度消費税資本的収支調整額828万1,852円、過年度損益勘定留保資金1億8,795万8,704円で補填しております。

16ページをお願いいたします。

事業報告書の総括事項でございます。本文の7行目から説明させていただきます。入院、外来患者数全体では、延べ17万8,311人で、前年度と比較して4,712人、2.6%の減少となりましたが、総収入、税抜きでは、35億6,584万1,694円で、前年度と比較して8,030万4,268円、2.3%の増となりました。一方、総費用、税抜では、36億1,340万555円で、前年度と比較して8,252万4,596円、2.3%の増となったところでございます。この結果、平成30年度は4,755万8,861円の純損失となりました。

資本的収支につきましては、資本的収入が2億5,536万1,000円に對しまして、資本的支出4億5,160万1,556円で、1億9,624万556円の不足となりましたが、これにつきましては、当年度消費税資本的収支調整額及び過年度損益留保資金で補填しました。

以降、詳細につきましては、貸借対照表、損益計算書及び附属書類を添付しておりますので、後ほどごらんいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、ページを戻りまして15ページをお願いいたします。

平成30年度上天草市立上天草総合病院事業欠損金処理計算書(案)でございます。

当年度の未処理欠損金が10億7,871万5,111円となります。処分する資金がございませんので、次年度への繰越(累積)欠損金となります。

以上、認定第4号についての説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長(園田 一博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

日程第34 報告第13号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第35 報告第14号 上天草さんぱーる株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

○議長(園田 一博君) 日程第34、報告第13号及び日程第35、報告第14号を行います。執行部から報告内容の説明を求めます。

まず、報告第13号を、総務企画部長。

○総務企画部長(和田 好正君) 議案書66ページをお願いいたします。

報告第13号、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明いたします。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

まず、四つの財政指標からなる健全化判断比率についてでございます。一般会計の赤字の大きさの度合いを示す実質赤字比率及び地方公共団体の全会計の赤字の大きさの度合いを示す連結実質赤字比率については、赤字がなかったため、該当はございません。

また、地方債の返済額が本市の財政規模に占める割合を示す実質公債費比率は、前年度から0.2ポイント増加し、11.7%となっております。地方債など現在抱えている負債が本市の財政規模に占める割合を示す将来負担比率は該当はございません。

次に、地方公営企業の経営状態の悪化の度合いを示す資金不足比率については、全ての公営企業において資金不足はなかったため、該当はございません。

以上で報告を終わります。

○議長(園田 一博君) 次に、報告第14号を、経済振興部長。

○経済振興部長(井手口 隆光君) よろしくをお願いいたします。議案書67ページをお願いいたします。

報告第14号、上天草さんばーる株式会社の経営状況を説明する書類の提出について御説明いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、地方公共団体が2分の1以上出資する株式会社は、その経営状況を説明する資料を議会に提出することとなっております。

そのため、市が約7割を出資しております上天草さんばーる株式会社の平成30年度決算に関する書類及び令和元年度（平成31年度）事業計画に関する書類を別冊のとおり提出するものでございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で、報告は終わりました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。明日8月29日から9月4日までは、議案研究のため休会し、次の本会議は、9月5日の午前10時から議案質疑及び委員会付託となっております。

なお、質疑をされる方は、8月29日の正午までに通告書の提出をお願いします。一般質問をされる方は、8月30日の正午までに、通告書の提出をお願いします。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 0時18分